

(あて先) 広島市長

青少年支援センター登録申請書

活動に当たって、裏面に掲げる事項を遵守・同意します。

ふりがな		性別	年齢	生年月日
名前			歳	年月日
職業等				
〒	(-)			
住所				
電話		FAX		
携帯		Eメールアドレス		

資格・趣味・特技等、ご自身のことを自由に書いてください。

--	--	--	--	--

志望動機を書いてください。

--	--	--	--	--

希望する子どものタイプ	性別		年齢	
	発達障害	可・不可	不登校	可・不可

交流で可能な活動について、具体的に書いてください（得意・不得意は問いません）。

--	--	--	--	--

交流可能な曜日・時間				
交流可能な範囲（地域）				
交流のための移動手段				
たばこ	吸わない・吸う	たばこの臭い	可・不可	

交流にあたって配慮すべきことがあれば、書いてください。

--	--	--	--	--

* 個人情報については、適正かつ慎重に管理し、他の目的では一切使用しません。

* この登録申請書は、直接ご持参いただくか、封筒に入れ親展にてご送付ください。

青少年支援メンターについて

(1) 活動の主旨

青少年支援メンター（以下「メンター」という。）は、児童生徒の良き理解者・支援者として児童生徒に接し、信頼関係を築きながら児童生徒の人間的成长を促すよう援助する。

(2) 登録要件

市長は、子どもに対する深い愛情と理解を持ち、以下の条件を満たす者であつて、適切に児童生徒と交流を行うことができると認められるものをメンターとして登録する。

- ア 満18歳に達した日以後の最初の4月1日を過ぎていること。また、メンターが未成年者の場合は、保護者の同意が得られること。
- イ メンターとしての責任と自覚をもって、児童生徒を支援できること。
- ウ メンター制度の趣旨に則って、メンターとしての役割を果たすことができる
- エ 市長が実施する研修に参加し、メンターとしての資質の向上に努めることができること。

(3) 遵守事項

メンターは、活動に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 交流等により知り得た児童生徒及びその家庭に関する情報を他に漏らしてはならない。
- イ 交流において、営利活動、宗教活動又は政治的活動等を行ってはならない。
- ウ 交流中の児童生徒の安全確保に努めなければならない。
- エ 交流中の児童生徒に異常を認めた場合は、保護者に連絡するとともに、状況に応じて適切に対応しなければならない。また、その内容について市長に報告しなければならない。
- オ その他、市長が必要と認める事項を遵守しなければならない。

(4) 登録の抹消

市長は、メンターが次のいずれかに該当するに至った場合は、メンターとしての登録を抹消することができる。

- ア メンターとしての適性を欠く場合
- イ 登録の継続を辞退した場合
- ウ その他、市長が必要と認めた場合